

8月1日から被保険者証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証、高齢受給者証および限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(水)です。

8月1日(木)から使用できる新しい被保険者証および高齢受給者証は、7月末までに郵送しますので、お手元に届きましたら、古い被保険者証等を市民課(市役所1階)、すこやか、または最寄りの公民館へお返しください。

なお、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証については、別途更新の手続きが必要ですので、引き続き交付を希望される方は、更新の手続きをお願いします。

【8月1日からの被保険者証】

一般用(えんじ色) 退職者用(草色)



【修学等により住民票が勝山市にない方へ】

修学等により勝山市外に在住の方で、被保険者証が必要な方は、市民課へ「遠隔地被保険者証」の交付手続きをしてください。

申請に必要なもの▶

在学証明書または入所証明書

※卒業または退学された方へ

届け出が無い場合、卒業(退学)までさかのぼって国保の資格を喪失し、その間に要した医療費を返還していただくことがあります。また、国保税も課税されたままです。速やかに届け出をお願いします。

【他の健康保険に入られた方へ】

就職等により他の健康保険に加入した場合、届け出を行わないと、短い期間であっても保険料が重複してかかってしまう場合がありますので、必ず届け出をしてください。

市民課(市役所1階) ☎88-8102

後期高齢者医療制度

8月1日から被保険者証が新しくなります

8月1日からの被保険者証(青色)

(内側)

(外側)

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	11111111
氏名	広域 太郎
一部負担金割合	1割
交付年月日	平成25年 8月 1日
有効期限	平成26年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	11111111
住所	福井県西岡島4丁目20番地
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	1割
生年月日	昭和7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
免状有効期日	平成25年 8月 1日
交付年月日	平成25年 8月 1日
保険者番号	31911820119
保険者名	福井県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、医療提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×を付けてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄】

署名年月日: 年 月 日
本人署名: (自筆)
家族署名: (自筆)

お手元の被保険者証の有効期限は7月末

現在お持ちの被保険者証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(水)です。8月1日(木)から使用できる新しい被保険者証などは、今月中に福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

なお、新しい被保険者証の一部負担割合は、前年の所得で判定しており、お手元の被保険者証と異なる場合がありますので、ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

市・県民税非課税世帯に属する被保険者の場合、申請して認定されると、入院時の食事代などの自己負担が減額されます。一度申請すれば、市・県民税非課税世帯に属する限り、自動更新となります。

ご存知ですか?ちょっとお得な年金制度

「前納制度」で保険料が割引に!

平成25年度の国民年金保険料は、月額15,040円です。まとめて前払い(前納)することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

例)平成25年10月から平成26年3月までの6か月分の前納の場合

	現金で前納	口座振替で前納
納付額*1	89,510円	89,210円
割引額	730円	1,030円
期限	10月31日(木) (納付期限)	8月30日(金)*2 (申請期限)

※1 毎月納付の場合は、90,240円です

※2 金融機関に申請書を提出し、証明を受けた場合の申請期限です

「付加年金」で受給額を増やせます!

月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢年金に付加年金が加算されます。(任意加入) 受給額(年額)は200円×付加保険料納付月数です。

例)付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年(120月)=48,000円
受給額	200円×10年=24,000円(年額)

※国民年金基金の加入者、免除該当者は加入できません

年金加入記録の確認ができます!

これまでの年金の加入記録等が確認できる、「ねんきんネット」をご利用ください。

市民課(市役所1階) ☎88-8102
年金事務所 ☎0776-23-2316

保険料率は昨年度と変更なし

平成25年度の保険料率・軽減措置は、昨年度と変わりません。正式な保険料額については、今月中に郵送します「保険料額決定通知書」をご覧ください。



保険料のお支払い方法は選択できます

保険料のお支払い方法は、原則、年金からのお支払い(天引き)となりますが、これを口座振替によるお支払い方法に変更することもできます。口座振替への手続き方法

保険料の納付が困難なときは

特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

市民課(市役所1階) ☎88-8102

市民課で年金天引き中止の手続きをしてください。

持ち物▼被保険者証、振替口座の通帳、通帳の届け印

口座振替に関する注意事項

- 口座振替への変更は、手続きして約3か月後からとなります(今月中に手続きをされた場合、10月から口座振替に変更)。
- 口座振替の手続きが済んでも、年金天引き中止の手続きがまだの場合、年金天引きが優先されます。
- 口座振替の場合、社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が変更となる場合があります。